

療養病床の入院時生活療養費について

厚生労働省の定める基準に基づき、療養病床に入院される65歳以上の患者様につきましては、入院時生活療養費として食費とは別に居住費のご負担がかかります。

(指定難病患者様は、居住費の自己負担はありません。) 食費につきましては、所得や医療区分によって異なりますので、下表をご覧ください。

ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

* 入院時生活療養費・生活療養標準負担額 *

所得区分	医療区分	入院期間	食費	居住費
一般	区分1		550円	430円
	区分2・3		510円	430円
低所得Ⅱ	区分1		270円	430円
	区分2・3	3ヶ月以下	270円	430円
		3ヶ月以上	220円	430円
低所得Ⅰ	区分1		160円	430円
	区分2・3		130円	430円
指定難病患者(一般)			330円	0円
指定難病患者(低所得Ⅱ)		3ヶ月以下	270円	0円
		3ヶ月以上	220円	0円
指定難病患者(低所得Ⅰ)			130円	0円
境界層(才(境)・Ⅰ(境))			130円	0円

※70歳未満の低所得者(区分オ)の方は70歳以上の低所得Ⅱに相当します。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。

令和8年6月1日

東陽病院